

山都町浄化槽整備促進事業マニュアル

令和2年12月策定

山都町 環境水道課 環境衛生係

山都町では、生活排水による河川水の水質汚濁防止のため、既存の単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換並びに合併処理浄化槽を新規で設置する場合に、予算の範囲内において補助金を交付します。

1 補助対象区域

山都町全域(下水道事業区域、農業集落排水事業区域等はありません)

2 補助の対象

自らが居住する住宅(共同住宅、小規模店舗併用住宅を含む)で、処理対象人員10人槽以下の浄化槽を設置する者、または既存住宅の単独処理浄化槽若しくはくみ取り便槽から処理対象人員10人槽以下の合併処理浄化槽へ転換する者。

ただし、以下の場合に該当するときは補助の対象となりません。

- ・補助金交付決定前に浄化槽の工事に着手した者(事前着工はできません)
- ・申請者本人又は世帯員に町税その他の町の徴収金の滞納がある者
- ・住宅を借りている者で、貸主の承諾が得られない者
- ・すでに合併処理浄化槽が設置された住宅の増築、改築、建替え、又は既に設置されている合併処理浄化槽の更新に伴うもの(災害により破損した合併処理浄化槽を除く)

※その他、汚水処理の未普及解消につながらない場合など設置状況により補助の対象とならない場合がありますので事前に環境衛生係までお問い合わせください。

補助対象整理表(参考)

※ 詳しくは環境衛生係までお問合せください

区分		設置費補助	宅内配管工事	単独槽撤去費	転換促進補助
新 築	実家(合併槽)から分家独立し新築	補助対象	—	—	—
	借家から新築	補助対象	—	—	—
	持ち家(合併槽)の建替え	×	—	—	—
	持ち家(単独槽)の建替え	補助対象	×(新築工事の一環)	補助対象	—
単独浄化槽を合併浄化槽へ転換		補助対象	補助対象	補助対象	—
くみ取り便槽を合併浄化槽へ転換		補助対象	—	—	補助対象
合併浄化槽から合併浄化槽へ入れ替え(災害以外)		×	×	×	×
持ち家(単独槽)の大規模な改築で合併浄化槽へ転換		補助対象	×(改築の一環)	補助対象	—
持ち家(単独槽)で人員が増えるため行う軽微な増改築で合併浄化槽へ転換		補助対象	補助対象	補助対象	—

3 補助金額

令和2年度までは、転換、新規設置、更新の区別なく人槽規模毎に一律定額の補助を行っていましたが、令和3年度から合併処理浄化槽への転換促進を図るための上乗せ補助を開始することに伴い補助金額が変わります。

(1)設置費補助額

人槽規模	補助限度額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

※災害を除き、合併処理浄化槽の更新は補助対象となりません

(2)単独処理浄化槽転換に伴う補助額(設置費補助額への上乗せ)

内容	詳細	上乗せ額
宅内配管工事費補助	単独処理浄化槽からの転換に伴い浄化槽設置工事に付帯して行われる宅内配管工事費補助	300,000円 (限度額)
単独処理浄化槽撤去費補助	単独処理浄化槽からの転換に伴い既存単独処理浄化槽を撤去する場合の撤去費補助	90,000円 (限度額)

※宅内配管工事とは、浄化槽への流入管、ますの設置並びに浄化槽から住宅等の敷地に隣接する放流先までの放流管の設置に係る工事をいいます。

(3)くみ取り便槽転換に伴う補助額(設置費補助額への上乗せ)

内容	詳細	上乗せ額
くみ取り便槽転換促進補助	くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合の上乗せ補助	100,000円

【浄化槽補助金額補足資料】

(単位:千円)

■ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

設置費 補助		+	宅内配管工事 補助額		+	単独浄化槽 撤去費補助額		=	補助額合計 (上限)	
5人槽	332		300 (上限)	90 (上限)		5人槽	722			
7人槽	414	7人槽			804					
10人槽	548	10人槽			938					

■ くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換

設置費 補助		+	くみ取り便槽 転換促進補助	=	補助額合計 (上限)	
5人槽	332		100		5人槽	432
7人槽	414				7人槽	514
10人槽	548				10人槽	648

■ 合併処理浄化槽を新規で設置

設置費 補助		⇒ 新規設置に対する上乗せの補助はありません
5人槽	332	
7人槽	414	
10人槽	548	

■ 合併浄化槽から合併浄化槽への更新

設置費 補助	⇒ 合併浄化槽の更新は、災害によるものを除き補助対象外です
補助対象外	

4 補助金申請の注意事項

(1)補助金申請について

- ・申請書の必要事項は全て記載すること
- ・申請は、工事の2週間前までに行うこと
- ・登録証、登録浄化槽管理票(C 票)の使用予定人員は、浄化槽人口把握のため、実際の使用予定人員を適正に記載すること
- ・付近見取図は、目印となる施設を入れるなど周辺の状況が分かるようにすること
- ・配置図、平面図には浄化槽の位置のほか、ます、配管を適正に記載すること
- ・申請する年度内に完了できない工事は、申請書を受理できないため翌年度に申請すること

特に注意すること

- ・年度途中で予算額に達した場合は、その時点で受付を終了することがあります
- ・施工業者等が申請書作成を代行する場合は、補助申請者に対して補助金手続きの流れや設置後の維持管理について十分に説明を行ってください
- ・補助金関係書類は新様式を使用してください(旧様式の場合は受理できません)
- ・浄化槽補助金は、国の補助金を活用し実施しており会計検査院の検査対象事業ですの
で関係法令等を遵守のうえ適正な手続きをお願いします

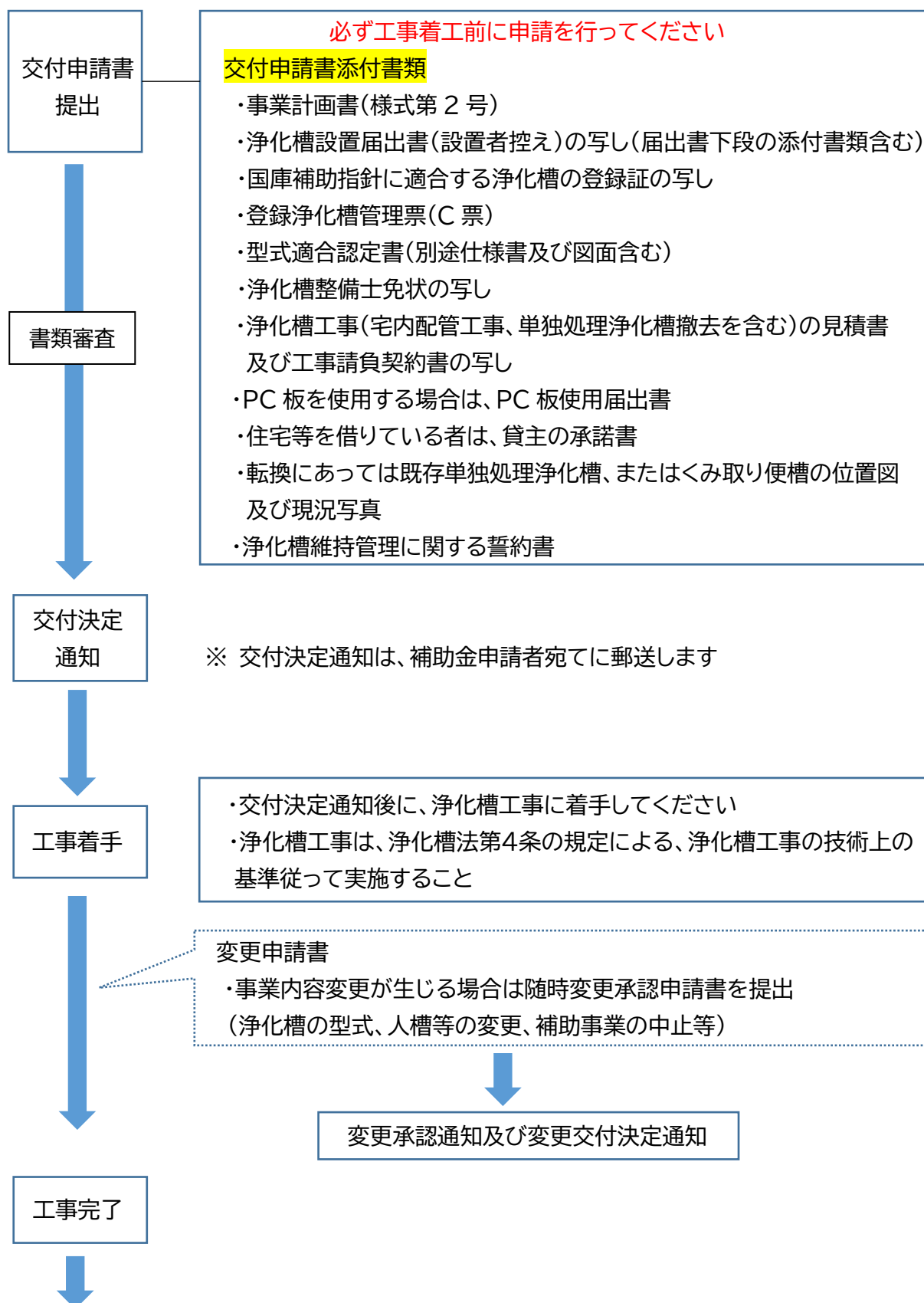
(2)補助事業の変更承認申請について

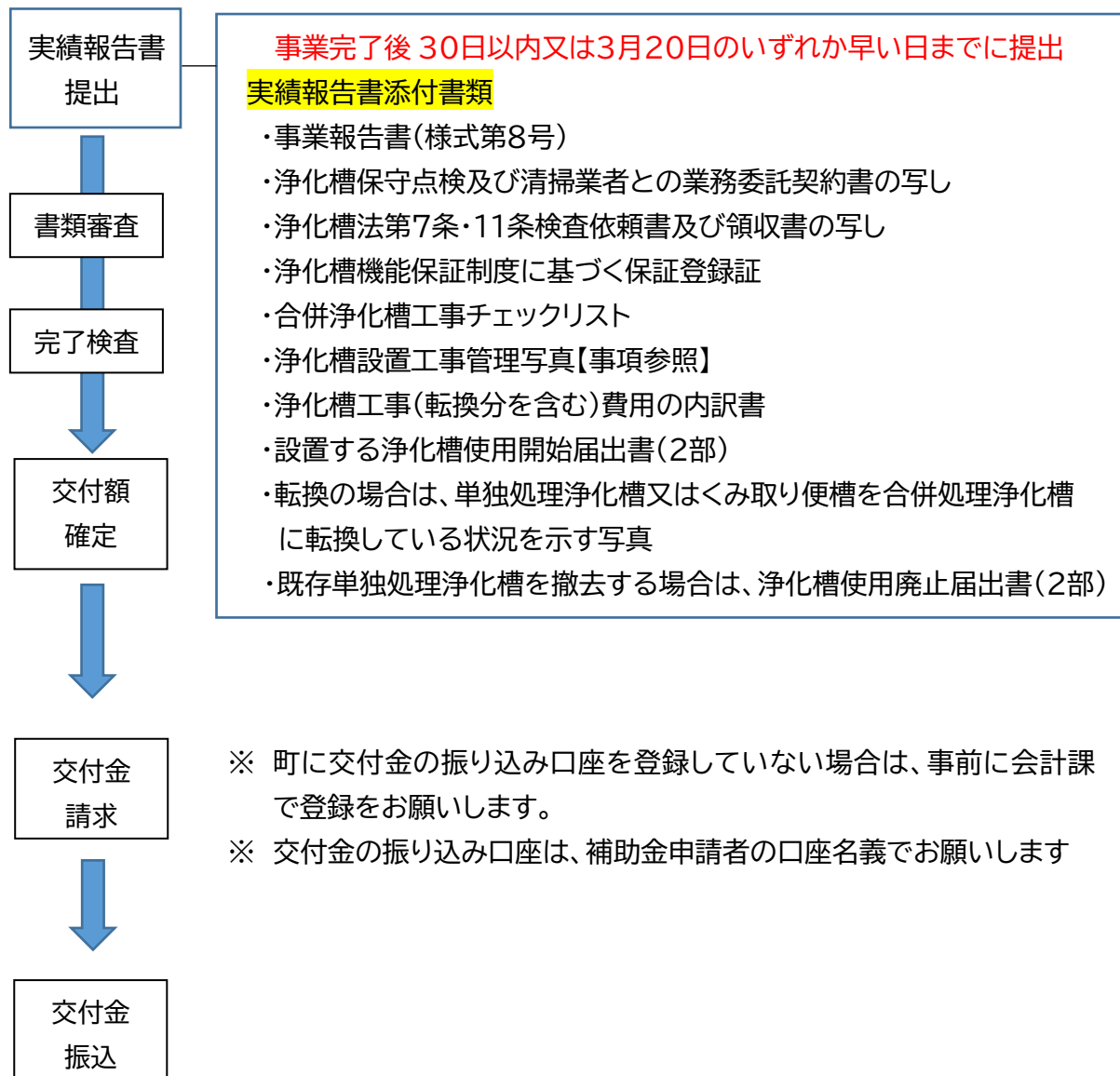
- ・補助金申請内容(浄化槽の型式・人槽等)の変更、補助事業を中止、または廃止するときは変更承認申請書を提出し承認を受けること
- ・補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、町に報告すること

(3)実績報告書

- ・事業完了後30日以内、または申請年度の3月20日のいずれか早い日までに提出すること
- ・配管工事に変更があった場合は、変更後の配管図を実績報告時に提出すること
- ・実績報告書類を受理後、日程調整のうえ現地にて完了検査を実施します

5 補助金申請から補助金交付までの流れ





浄化槽工事費用の内訳書に明記する事項(参考)

○浄化槽設置工事…浄化槽本体費、据付工事等

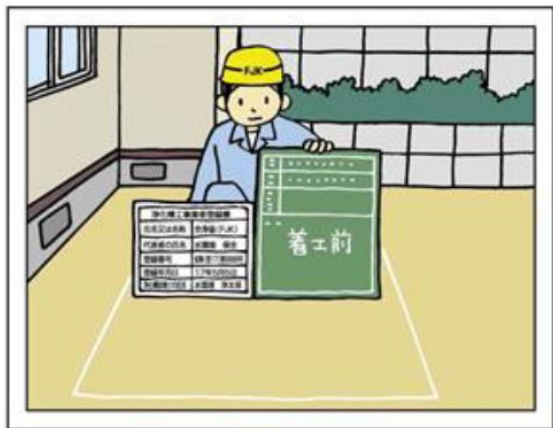
○単独処理浄化槽撤去工事…撤去費、清掃・消毒費、産業廃棄物処分費等

○宅内配管工事…配管材料費、配管工事費等

6 浄化槽設置工事の工程写真

※工事の安全管理上、必ずヘルメットを着用してください

【着工前】



- ・浄化槽整備士が実地に監督していること
- ・浄化槽整備士は正面を向き看板を掲げていること
- ・背景に工事を行う場所の周辺状況とともに撮影すること

標識看板 国土交通省「浄化槽工事業に係る登録等に関する省令」第9条に定める別記様式第8号・同第9号による

【浄化槽本体の外観写真】



- ・浄化槽本体(メーカー、型式、人槽)が分かるように撮影すること
- ・浄化槽型式適合認定番号を撮影すること

【工事写真 床掘】



床掘の深さは十分に注意を払い、掘り過ぎの調整は、捨てコンクリートで行うこと

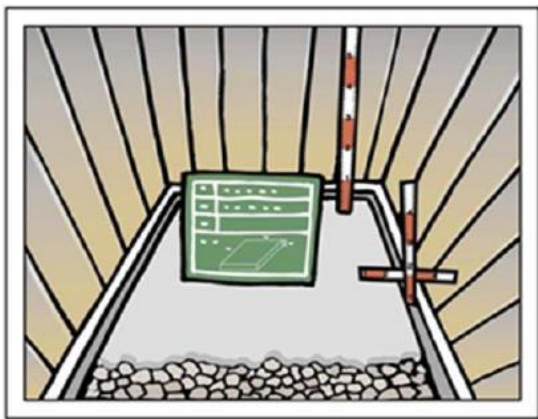
【工事写真 栗石地業及び突固め】



つき棒等の使用した道具も撮影

基礎資材(栗石・碎石)の厚みが分かるよう撮影

【工事写真 捨てコンクリート打設】



コンクリートの打設状況が分かるように撮影

コンクリートの厚さ50mm 以上

【工事写真 基礎工事の配筋状況】



配筋(ピッチ)の写真は特に重要であるため
確実に撮影

配筋(ピッチ)には、鉄筋のかぶりを保つよう
スペンサーを設置すること

配筋工、ピッチ(ヨコ 200mm×200mm)

【工事写真 基礎コンクリート打設状況(PC 板の設置状況)】



コンクリートの打設厚が分かるようにスケール
とともに撮影

コンクリートの厚さ 150mm 以上

※PC 板を使用する場合、厚みが分かるよう
にスケールとともに撮影

(実績報告書に構造等に関する書類を添付)

【工事写真 浄化槽設置及び水張り状況】



埋め戻しの前に水張りを行っているか確認で
きるように撮影

【工事写真 据付工事の状況】



水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め
戻しの作業を行っていることが分かるように
撮影

水準器、スケール、水張りや水締めに使ったホ
ース、締め固めに使ったつき棒等の道具など
を写すこと

【工事写真 上部スラブ工事の状況】



スラブ配筋の写真は特に重要であるため確実に撮影

スラブ配筋には、鉄筋のかぶりを保つようしスペンサーを設置すること

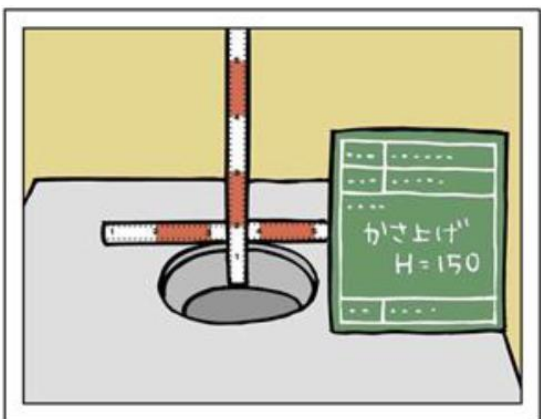
【工事写真 上部スラブコンクリート状況】



コンクリートの深さが分かるスケールとともに撮影

コンクリートの厚さ 100mm 以上

【工事写真 かさ上げの状況】



バルブ上端からマンホール蓋までの距離が分かるように、スケールを当て、維持管理が行いやすいよう、かさ上げの高さは概ね300 mm 以内とする

【工事写真 ブロワ設置状況】



ブロワ、屋外用コンセント、アース工事及び送気管とブロワの接続状況が分かるように撮影

【工事写真 工事完了】



浄化槽の工事終了後の残土処理、片付けが終了している状況を撮影

着工前状況と比較できるように周囲の状況が分かるように撮影

【単独処理浄化槽及びくみ取便槽からの転換の場合】

- | | | |
|-------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|
| ☐ 工事着工前写真 | ☐ くみ取り作業の写真 | ☐ 消毒作業の写真 |
| ☐ 解体又は堀上作業写真 | ☐ 埋め戻し作業写真 | ☐ 工事完了写真 |

【宅内配管工事の場合】

- | |
|--|
| ☐ 工事着工前写真(流入管、(便所、台所、洗面所、風呂等)、ますの設置、放流管の設置箇所) |
| ☐ 配管設置状況 ☐ 工事完了写真 |

浄化槽整備事業は、国庫補助金を受けて事業を実施するため、会計検査の対象事業です。
万が一、施工状況等に不備があった場合、補助金返還となることもあります。
施工業者は国の示す整備基準に基づき施工してください。

様式記入例

様式第1号（第8条関係）

令和 〇 年 〇 月 〇 日

山都町長 様

申請者 住所 山都町〇〇10 番地
氏名 〇〇 ■■ 印

浄化槽整備促進事業補助金交付申請書

令和〇年度において、浄化槽を設置したいので、山都町浄化槽整備促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、同要綱第5条第6号に規定する事項に関し、その必要な限度において、町が関係機関等に照会することについて同意します。

記

1 交付申請額等

事業の種類	☐ 浄化槽の設置
	☒ 既存単独処理浄化槽からの転換
	☐ くみ取便槽からの転換
浄化槽規模	5 人槽
交付申請額	717,000 円

2 添付書類

- ☒ 事業計画書（様式第2号）
- ☒ 浄化槽設置届出書（設置者控）の写し（添付書類を含む）
- ☒ 国庫補助指針に適合する浄化槽の登録証の写し
- ☒ 登録浄化槽管理票（C票）
- ☒ 型式適合認定書（別途仕様書及び図面を含む）
- ☒ 浄化槽整備士免状の写し
- ☒ 浄化槽設置費の見積書及び工事請負契約書の写し
- ☐ 住宅等を借りている者は、貸主の承諾書
- ☒ 転換の場合は、既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の位置図及び現況写真
- ☒ 既存単独処理浄化槽を撤去する場合は、撤去費の見積書の写し
- ☒ 宅内配管工事を伴う場合は、当該工事費の見積書の写し
- ☐ その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

事業計画書

1 事業計画

設置場所	山都町（浄化槽を設置する住宅の住所）
住宅等の区分	☒ 専用住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 併用住宅
事業の種類	☐ 浄化槽の設置
	☒ 既存単独処理浄化槽からの転換
	☐ くみ取便槽からの転換
浄化槽規模	5 人槽
事業完了予定年月日	令和〇年〇月〇日（3月20日が期限）

2 収支計画 上限額以内での申請の場合は補助金額の千円未満切り捨て
（1）収入

区分		予算額（円）	摘要
浄化槽整備促進事業補助金		717,000 円	
内訳	浄化槽設置費補助	332,000 円	
	既存単独浄化槽撤去費補助	85,000 円	
	宅内配管工事費補助	300,000 円	
	くみ取便槽転換補助	円	
自己資金		278,600 円	
合 計		995,600 円	

（2）支出

区分	予算額（円）	摘要
浄化槽設置費	600,000 円	
既存単独浄化槽撤去費	85,600 円	
宅内配管工事費	310,000 円	
合 計	995,600 円	

収入合計と支出合計は一致すること

様式第7号（第12条関係）

令和 〇 年 〇 月 〇 日

山都町長 様

申請者 住所 山都町〇〇10番地
氏名 〇〇 ■■■ 印

浄化槽整備促進事業補助金実績報告書

交付決定通知右上に記載の日付と番号
年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた浄化槽整備促進事業が完了したので、山都町浄化槽整備促進事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 交付決定のあった金額の範囲内

交 付 決 定 額		717,000 円
内 訳	浄 化 槽 設 置 費 分	332,000 円
	既存単独処理浄化槽撤去費分	85,000 円
	宅 内 配 管 工 事 費 分	300,000 円
	く み 取 便 槽 転 換 促 進 分	円

2 添付書類

- ☒ 事業報告書（様式第8号）
- ☒ 浄化槽保守点検及び清掃業務委託契約書の写し
- ☒ 浄化槽法第7条・11条検査依頼書の写し
- ☒ 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- ☒ 合併浄化槽工事チェックリスト
- ☒ 浄化槽設置工事管理写真
- ☒ 転換の場合は、転換の状況が確認できる写真
- ☒ 既存単独処理浄化槽の撤去を伴う場合は、使用廃止届出書の写し
- ☐ その他町長が必要と認める書類

様式第8号（第12条関係）

事業報告書

1 事業報告

設置場所	山都町（事業計画書に記載の住所）
事業の種類	☐ 浄化槽の設置
	☒ 既存単独処理浄化槽からの転換
	☐ くみ取便槽からの転換
浄化槽規模	5 人槽
事業完了年月日	令和〇年〇月〇日

2 収支精算

（2）収入

区分		決算額（円）	摘要
浄化槽整備促進事業補助金		717,000 円	
内 訳	浄化槽設置費補助	332,000 円	
	既存単独浄化槽撤去費補助	85,000 円	
	宅内配管工事費補助	300,000 円	
	くみ取便槽転換補助	円	
自 己 資 金		278,600 円	
合 計		995,600 円	

（2）支出

区分		決算額（円）	摘要
浄化槽設置費		600,000 円	
既存単独浄化槽撤去費		85,600 円	
宅内配管工事費		310,000 円	
合 計		995,600 円	

収入合計と支出合計は一致すること

様式第10号（第14条関係）

（交付確定通知以降の日付）

令和 〇 年 〇 月 〇 日

山都町長

様

（浄化槽を設置した住宅の住所）

（住所が変わる場合は補助金請求前に住民票を異動すること）

申請者 住所 山都町〇〇20番地

氏名 〇〇 ■■ 印

浄化槽整備促進事業補助金交付請求書

交付確定通知右上に記載の日付と番号（交付決定通知と間違えないように注意）

年 月 日付け 第 号で交付確定の通知があった浄化槽整備促進事業補助金について、山都町浄化槽整備促進事業補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり請求します。

記

（交付確定通知の金額と一致）

1 請求額

717,000 円

2 振込先の口座情報

申請者名義の口座（事前に町に登録をすること）

金融機関名	
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	
（フリガナ） 口座名義	

お問い合わせ先

山都町役場 環境水道課 環境衛生係

TEL : 0967-72-4002(直通)

FAX : 0967-72-1066